

工事現場における標示施設等の設置基準

工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、工事に対する理解の促進と円滑な道路交通を確保するため、工事（占用工事に係るものを含む。以下同じ。）現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱を下記のとおり定める。

（工事の標示）

1 工事を行う場合は、必要な標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りでない。

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式1を参考とするものとする。

（1）工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

（2）工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

（3）工事種別

工事種別（舗裝修繕工事等）を標示するものとする。

（4）施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

（5）施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

（防護施設の設置）

2 車両等の侵入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。（参考（1）を参照）

（迂回路の標示）

3 工事のために迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標識「まわり道」を設置するものとする。（参考（2）及び参考（3）を参照）

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式2を参考とするものとする。

（色彩）

4 工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の巾10cm）を用いるものとする。

(管理)

- 5 工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

附　　則

この基準は令和8年2月1日より適用する。

参考：工事看板の主な記載例

基本例	○○を防ぐため、○○を○○しています
	○○を守るため、○○を○○しています
	○○を点検するため、○○を○○しています

主な工種	記載例
築堤	洪水被害を防ぐため、堤防を整備しています
河道掘削	洪水被害を防ぐため、土砂を撤去しています
護岸	○○を守るため、護岸を整備しています
堤防除草	堤防を点検するため、草を刈っています
河川樹木伐採	洪水を防ぐ河川の流れを保つため、樹木を切っています
法面補修	堤防強化のため、のり面を補修しています
老朽化対策	施設の機能を保つため、○○を補修（更新）しています
無動力化・自動化・遠隔化	施設の機能を向上させるため、無動力化（自動化・遠隔化）を行っています
環境整備	良好な水辺空間創出のため、○○を整備しています
災害復旧	壊れた護岸を直しています
	堤防を強くするため、○○を整備しています
離岸堤 人工リーフ	高波から海岸を守る施設を整備しています
砂防堰堤	土砂災害を防ぐ、砂防堰堤を整備しています
地すべり対策 (排水ボーリング工)	地すべり災害を防ぐため、地下水を抜いています

- 主な工種等の記載に加え以下を記載する。（対策又はプロジェクト名等）

対策工事	記載内容
流域治水プロジェクト 関係工事	○○水系流域治水プロジェクト
防災・減災対策に資する工事 (総力戦で挑む防災・減災プロジェクト)	いのちとくらしをまもる防災減災

※工事の目的を出来るだけ簡潔に伝えるよう工夫願います。

※なお、各土木事務所で既に運用している記載例がある場合はその限りではありません。

※記載例は、令和3年5月27日付け国水環第26号・国水治第22号・国水保第8号・国水海第10号「河川工事等の工事看板の取扱いについて」の例を記載しています。

記載内容の協議が必要な場合は、各事業課まで問い合わせ願います。

別表

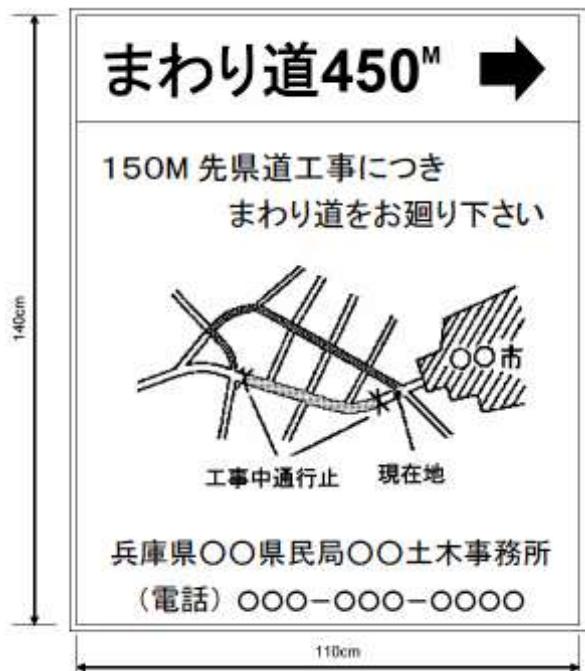
様式 1



(注)

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「○○○○工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「○○を防ぐため、○○を○○しています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。

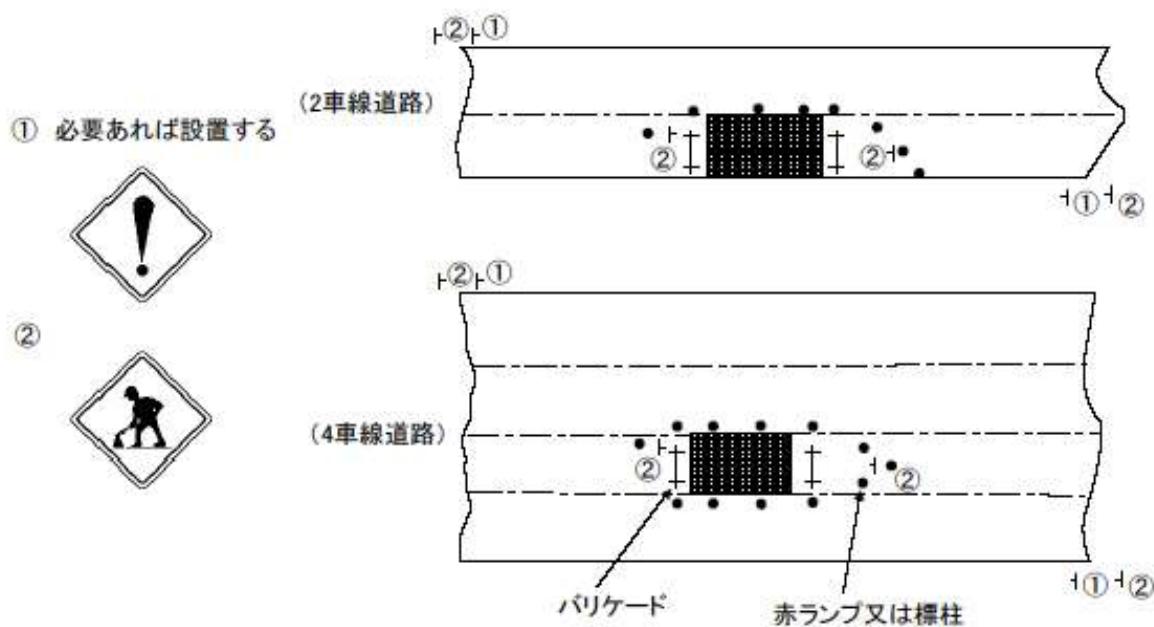
様式 2



(注)

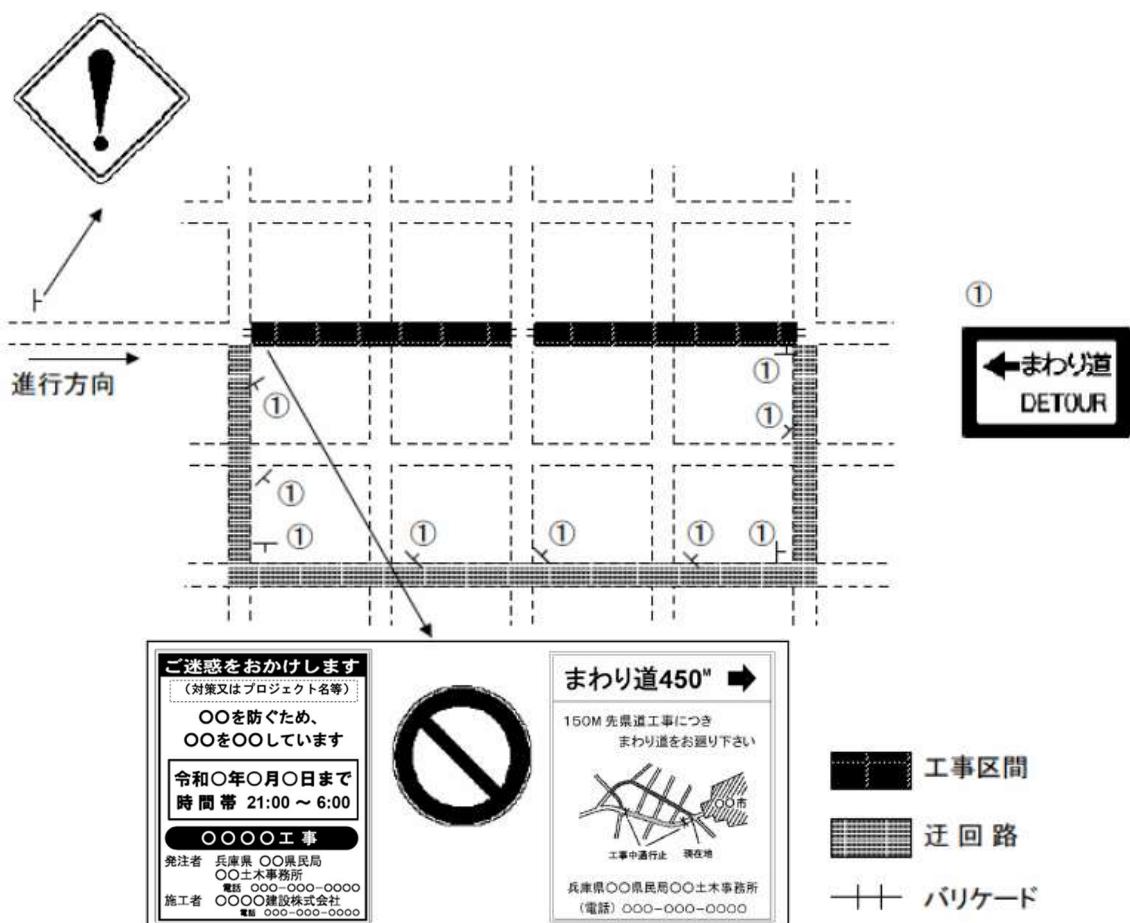
- (1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。

参考(1) 車線の一部分が工事中の場合の標示例

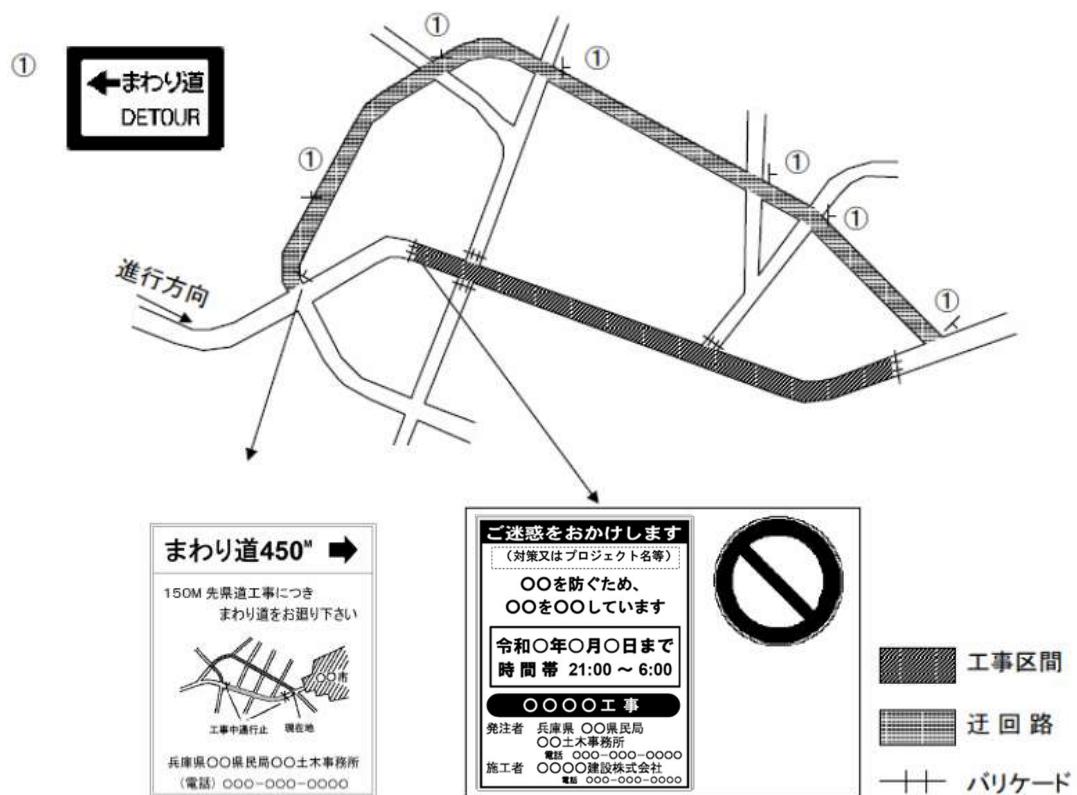


参考(2) 工事中迂回路の標示例（市街地の場合）

(進行方向に対する設置例を示す)



参考(3) 工事中迂回路の標示例（地方部の場合）
(進行方向に対する設置例を示す)



参考(4) 設置方法の一例

